

一般社団法人今治市医師会 今治看護専門学校授業料貸与制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治地域（今治市と上島町の地域をいう。以下同じ。）における看護師不足が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、一般社団法人今治市医師会立今治看護専門学校（以下「学校」という。）に入学し、卒業後に今治地域の医療機関に看護師として就職しようとする者に対し、一般社団法人今治市医師会が授業料相当額を貸与することにより、看護師の養成及び定着を推進し、もって持続可能な地域医療体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師をいう。
- (2) 医療機関 今治地域に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び同法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。

(貸与対象者)

第3条 貸与制度の対象となる者は、学校に入学を予定する者又は在学中の者であって、卒業後に看護師免許を取得し、医療機関に3年以上勤務する意思を有し、かつ誓約できる者とする。

(対象範囲及び貸与期間)

第4条 今治市医師会が貸与する授業料相当額の貸与金（以下「貸与金」という。）には、入学金その他の授業料以外の費用を含まない。

- 2 貸与金は、無利子で在学中通算して144万円を上限に貸与することとし、貸与期間は、36か月を限度とする。

(貸与金の申請)

第5条 貸与金の貸与を受けようとする者は、今治看護専門学校授業料貸与申請書（別記様式第1号）及び連帯保証人及び保証人の連署を得た貸与金借用書兼誓約書（別記様式第2号）に一般社団法人今治市医師会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、学校への入学日までに行うものとする。ただし、修学態度等に問題がないと会長が認めるときは、入学後であっても申請することができる。この場合において、貸与の開始は、申請があった日の属する月からとし、当該月から卒業する月までの期間を貸与の対象となる期間とする。
- 3 申請の際には、第3条に規定する内容を誓約しなければならない。

(連帯保証人及び保証人の資格要件)

第6条 前条第1項に規定する連帯保証人及び保証人は、次の各号のいずれにも該当する者をそれぞれ1人ずつ選定しなければならない。

- (1) 連帯保証人は、原則として申込者の父又は母であること。ただし、父母がいない場合は、申込者からみて4親等以内の親族であり、かつ配偶者でない者をもってこれに代えることができる。

- (2) 保証人は、申込者の父母以外の4親等以内の親族のうち、申込時点で65歳未満の者であること。
- (3) 保証人は、申込者及び連帯保証人と別生計であること。
- (4) 保証人は、本貸与制度に基づく連帯保証人又は保証人(以下「連帯保証人等」という。)となっていないこと。
- (5) 未成年者、学生又は申込者の婚約者でないこと。
- (6) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (7) 破産手続開始の決定を受けていないこと。

(貸与の決定)

第7条 会長は、第5条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、今治看護専門学校授業料貸与決定(却下)通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

(変更等の届出)

- 第8条 前条の規定による決定を受けた者(以下「貸与決定者」という。)は、氏名、住所、連絡先、振込口座、その他貸与に関する必要な事項に変更があったときは、速やかに今治看護専門学校授業料貸与に係る変更届出書(別記様式第4号)により会長に届け出なければならない。
- 2 貸与決定者は、連帯保証人等の氏名、住所、連絡先その他必要事項に変更が生じたときは、速やかに連帯保証人等にかかる変更届出書(別記様式第5号)により会長に届け出なければならない。
 - 3 貸与決定者又は貸与を受けた者が死亡したときは、その法定代理人若しくは遺族等は、死亡届出書(別記様式第6号)により速やかに会長に届け出なければならない。

(貸与金の請求及び貸与方法)

- 第9条 貸与決定者が貸与金を受けようとするときは、毎年度会長が指定する時期に今治看護専門学校授業料貸与金請求書(別記様式第7号)を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求書を提出した貸与決定者に対し、会長は、1か月分の貸与金として4万円を毎月末日までに、当該貸与決定者が指定する口座に振り込むものとする。ただし、申請があった日の属する月から請求があった日の属する月までの期間に係る貸与金については、この限りでない。

(貸与金の停止、取消し等)

- 第10条 貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与金の貸与決定を停止し、又は取り消すことができる。
- (1) 貸与を受けることを辞退したとき。
 - (2) 休学期間又は欠席の期間が長期に渡り、学業を継続する意思がないと認められるとき。
 - (3) 申請者が貸与制度の対象者の要件を満たさなくなったとき、又は貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により貸与の決定又は貸与を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が不相当と認めるとき。
- 2 貸与を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに会長に届け出なければならない。この場合において、前項第1号に該当するときは辞退届出書(別記様式第8号)、第2号に該当するときは休学等届出書(別記様式第9号)により届け出るものとする。

- 3 会長は、前項の決定を行おうとするときは、貸与を受けた者から十分に事情を聴取するものとする。また、必要と認めるときは学校に対し、修学状況について照会し確認することができる。

(就業状況の届出)

- 第 11 条 貸与を受けた者が、卒業後医療機関において看護師として就職したときは、就業状況報告書(別記様式第 10 号)により速やかに会長に届け出なければならない。
- 2 第 13 条及び第 14 条に規定する返還の据置又は猶予期間中に就業状況等に変更があったときも、前項に規定する様式により、速やかに会長に届け出なければならない。
 - 3 貸与を受けた者が勤務先を退職したときは勤務先退職届出書(別記様式第 11 号)により速やかに会長に届け出なければならない。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、貸与を受けた者の同意を得たうえで、就業先に対し就業状況について照会し、確認することができる。

(貸与金の返還)

- 第 12 条 貸与を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、既に受けた貸与金の全額を返還しなければならない。
- (1) 学校を卒業後、看護師として就職しなかったとき。
 - (2) 第 10 条の規定により、貸与決定が取り消されたとき。
 - (3) 学校を卒業後、医療機関に看護師として就業した後、3年に満たない期間で退職したとき。
 - (4) 卒業後に看護師免許を取得できなかったとき。
 - (5) 第 14 条第 1 項第 2 号により返済の猶予を受けている者が、看護師免許を取得する意思がなくなったとき。
- 2 前項に掲げる事由が生じたことにより貸与金を返還しなくならなかった者は、今治看護専門学校授業料貸与金返還計画届出書(別記様式第 12 号)を会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は前項の届出を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに届出者に返還を命令する。
 - 4 その他返還に関し必要な事項は、会長が別に決定する。

(返還の据置)

- 第 13 条 貸与金の返還は、次の各号のいずれかに該当する期間、これを据え置くものとする。ただし、第 10 条の規定により貸与が取り消されたときは、この限りでない。
- (1) 貸与を受けた者が学校に在学している期間
 - (2) 卒業後医療機関において看護師として勤務している期間(本人の意思に反し人事異動等により今治地域外の病院又は診療所において勤務している期間を含む。)

(返還の猶予)

- 第 14 条 貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する期間は、貸与金の返還を猶予するものとする。
- (1) 卒業から看護師として就職するまでの期間(2か月を限度とする。)
 - (2) 学校を卒業後、看護師免許を取得しなかった者で医療機関に准看護師として勤務している期間(卒業後2か月以内に医療機関に就職することとし、1年間を上限とする。)
 - (3) 傷病等により長期欠勤又は休職している期間(1年間を上限とする。)
 - (4) 労働者災害補償保険法の認定を受けて勤務しない期間

- (5) 産前産後休暇又は育児休業を取得し勤務しない期間
- (6) 介護休業を取得し勤務しない期間
- (7) 離職後に就職活動を行っている期間（6か月間を上限とする。）
- (8) 前各号に掲げる事由のほか会長が返還を猶予することが妥当であると認める期間

- 2 前項の規定による貸与金返還の猶予を受けようとするときは、今治看護専門学校授業料貸与金返還猶予申請書（別記様式第13号）により速やかに会長に届け出なければならない。
- 3 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与金の返還猶予の可否を決定し、今治看護専門学校授業料貸与金返還猶予決定（却下）通知書（別記様式第14号）により申請者に通知する。

（貸与金の返還免除）

第15条 貸与を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与金の返還を免除する。

- (1) 第13条第2号に規定する期間（以下「第2号期間」という。）が3年間に達したとき。
- (2) 第2号期間中に業務の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項の規定のほか、貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない事情により引き続き3年間の第2号期間（以下「免除条件期間」という。）の要件を満たすことができなかつたと会長が認めたときは、貸与金の返還を全額又は一部を免除することができる。
- 3 第1項第1号に規定する免除期間の計算においては前条第1項各号に掲げる事由（以下「中断事由」という。）により、返還が猶予されている期間は、これを算入しない。
- 4 前項の場合において、第2号期間中に発生した中断事由が解消された場合その前後の第2号期間は、免除条件期間の計算においては、通算することとする。
- 5 貸与金を受けた者が返還の免除を受けようとするときは、今治看護専門学校授業料貸与金返還免除申請書（別記様式第15号）により速やかに会長に届け出なければならない。
- 6 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与金の返還免除の可否を決定し、今治看護専門学校授業料貸与金返還免除決定（却下）通知書（別記様式第16号）により申請者に通知する。

（連帯保証人等の異動）

第16条 貸与決定者は連帯保証人等が次のいずれかに該当するときは、連帯保証人等異動届出書（別記様式第17号）により速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人等が死亡し、又はその他の理由により資格を失ったとき。
- (2) 会長が連帯保証人等として不相当と認めてその変更を求めたとき。

（延滞利息）

第17条 貸与を受けた者が第12条の規定により貸与金を返還する際、正当な理由なく貸与金の返還が滞る場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ3%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（他制度との併用制限）

第18条 本制度による貸与を受ける者は、次に掲げる奨学金制度との併用はできない。

- (1) 今治市が実施する今治市看護師市内定着支援奨励金
- (2) 日本学生支援機構が実施する高等教育の修学支援新制度の授業料等減免制度
- (3) その他公的機関が実施する授業料相当額に係る給付型の奨学金（返還の必要がない奨学金）制度で会長が併用できないと認める制度

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行し、令和8年4月1日以後に学校へ入学する者について適用する。